

No. 443

昭和63年

広報

おんが

9月25日

障害をもつ子どもたちが、その想いを詩に綴りました。それを見た若者たちのギターからメロディーが生まれました。



希望がいっぱいわたぼうし
夢の街をつくるため
みんなの願いをかなえてね
フワリフワフワ フワリフワフワ
どこまでも根をおろせ

- とき 10月16日(日)
午後1時30分～
- ところ 遠賀コミュニティセンター

大きく広がれ ふれあいの輪

わたぼうしコンサート

主催●遠賀町(福祉課) ☎(293)1234

訪問販売等に関する法律の一部改正

適用範囲の拡大で 消費者トラブルを防止

訪問販売、通信販売、連鎖販売取引（マルチ商法）についての消費者トラブルを防止するため、「訪問販売等に関する法律の一部を改正する法律」が成立しました。
十一月中旬ごろまでに施行されます。

三人に一人が「訪問」を利用

訪問販売というのは、一般的には、家庭に直接セールスマンが来て、商品のカatalogが現物を見せて説明し、その場で売ったり、購入契約をしたりする販売方法を行います。

通商産業省が昭和六十年に行った調査では、セールスマンの訪問を受けた家庭は約九三%に及び、全体の約三〇%が訪問販売で商品を買ったことがあると回答しています。三人に一人は利用経験があるわけです。

「訪問法」改正の動きは、主に次のようなトラブルが急増したためです。
①駅の構内や商店街の路上で、若

い女性などに声をかけ営業所などに誘って、英語教材などの高額商品を契約させる、「キャッチセールス」の被害が増えたこと。

②白アリ駆除、レジャー会員権の購入を誘う、役務（サービス）の訪問販売にかかわるトラブルが多くなったこと。

具体的に言いますと、キャッチセールスは、営業所で契約することで、訪問法の規制をくぐっていました。また、サービスも「商品」の売り買いではなく、その点では訪問法の規制対象外となっていました。

また、訪問法に「クーリング・オフ」といって、消費者が契約後七日間のうちなら無条件で解約できる、消費者救済制度があります。ただし、現行法では現金で一括して支払うと、この救済制度は適用されません。

それと、契約書にクーリング・オフ制度が明記されていないケースが多く、せっかくの救済制度を消費者が知らず、これもトラブルの原因となっていました。

主な改正点

◆適用範囲を拡大◆

まず、訪問販売の適用の「範囲」を役務（サービス）の面まで広げる一方、キャッチセールスなども対象とすることにしました。また最近では、金地金など資産づくりのための訪問販売が行われるようになったため、訪問法で定められていた取り扱い商品も日常用品に限らずこれらが含まれるよう改正されました。

◆クーリング・オフ◆ 期間を八日に延長



クーリング・オフ期間を一日延長し八日間に、現金一括払い（ただし一定金額以上の場合）でもクーリング・オフが適用されます。そして契約書や申し込み書などに、クーリング・オフの事項の記載が義務づけられました。

◆通信販売◆

◆誇大・虚偽広告を禁止

通信販売での問題は誇大広告や虚偽広告で、消費者が広告につられ商品を買ったことから生じるトラブルです。この誇大・虚偽広告が厳しく禁止されました。

◆連鎖販売◆

「委託」や「紹介」も適用に

連鎖販売では訪問販売と同様、役務（サービス）に関する取り引きと、従来は適用を受けなかった委託販売による取り引きも訪問法の適用を受けるなど、規制が強化されました。

◆「禁止行為」を強化◆

訪問法の改正でもう一つ注目されるのは禁止行為の強化で、罰則（懲役一年以下、罰金百万円以下）を科すことです。

禁止行為ですが、事実と異なることを言って契約させるとか、相手を不安にさせる脅しの言動でクーリング・オフの申し出を拒否する行為などがそれに当たります。連鎖販売も、契約のときや解約の際の同様な行為は禁止行為です。それと、悪質な業者に主務大臣が業務改善を指示、それに従わない場合は業務停止を命じることができ、立ち入り検査もできるよう改正されました。

◆ネガティブ・オプシオン◆ 保管期間を短縮

消費者に一方的に商品を送りつけ、代金を請求する「ネガティブ・オプシオン」も、消費者が商品保管すべき期間を三か月から十四日に、消費者が引き取りを請求した場合は一か月を七日と大幅に短縮、この期間が過ぎると消費者は商品を自由に処分できます。

あなたのクルマは狙われている

全国防犯運動 10月11日～20日

新聞やテレビのニュースで、宝石店や電機店などが夜、泥棒に狙われて、ばく大な被害を受けたなどという報道を目にしたことがあると思います。被害に遭った人が自分の知らない人だと、なかなか実感がわきませんが、近所のお宅が被害にでもあったら、さあ大変です。急に泥棒の被害が身近に感じられるから不思議です。

大きな被害も、小さな被害も、受ける人にとっては同じ。苦痛に違いありません。わたしたちの安心できる日常生活、そして大切な財産がこうした泥棒などの被害に遭わないようにするため、今年も全国防犯運動が十月十一日から二十日まで行われます。

不審者には一言声をかけよう

ギの励行を丹念にすればほとんどが防止できるものです。泥棒も、時間をかけてまで押し入るという余裕はないはず。迎りを見回して、手とり早いものというカギのかかかっていない駐車場に止めてある乗用車や、路上に無造作に止めてある自家用車ということになります。

被害にあった人の大半は、「自分の家のカギはしっかり閉めても乗用車までは気が回らなかった」とか、「すぐ戻るはずだったので路上に止めたままクルマにカギを付けっ放しにした」というウツカリが思わぬ被害を呼ぶ原因となっています。ということは、裏を返せば、自動車の盗難を未然に防ぐのは、ドライバーの心がけ一つにかかっているともいえます。

不審者には一言声をかけよう

手をつないだ運動などの結果、全般的に刑法犯の件数は次第に少なくなっていく傾向を示しています。しかし、一方で、自動車の盗難が後を絶たないうえ、盗んだ自動車を使って、新たな犯罪を引き起こすケースも報告されています。

カギの付けっ放しは禁物

あき果狙いは、カ

遠賀町職員採用試験

採用予定人員

- ① 一般事務職員 2名
- ② 給食調理員 1名
- ③ 保健婦 1名

(注) 採用予定人員は変更になる場合があります。

受験資格

- ① 一般事務職員—昭和38年4月2日から昭和46年4月1日までに生まれた人 学校教育法に規定する高等学校以上の卒業者またはこれと同等以上の学力を有すると認められる人
- ② 給食調理員—昭和33年4月2日から昭和49年4月1日までに生まれた人 学校教育法に規定する中学校以上の卒業者またはこれと同等以上の学力を有すると認められる人
- ③ 保健婦—昭和33年4月2日から昭和44年4月1日までに生まれた人 資格取得済みの人または64年4月1日までに取得見込みの人

※次のいずれかに該当する人は受験できません。

- ・ 日本国籍を有しない人(但し給食調理員及び保健婦は除く)
- ・ 地方公務員法第16条に該当の人の人

二次試験

- ・ 日時 12月中旬
- ・ 場所 遠賀町役場
- ・ 内容 面接と作文

合格者の発表

- ・ 一次合格者 11月下旬(予定)
 - ・ 最終合格者 12月中旬(予定)
- 役場公示板に掲示するほか合格者に通知

受験手続

- ・ 受付期間 10月7日まで
- 平日8時30分～17時
- (土曜日は12時まで)
- 郵送の場合は10月3日消印のものまで有効

申込方法

- ・ 申込用紙(役場人事係で交付)に必要事項を記入し、写真2枚(6cm×4.5cm)とともに提出
- ・ 郵便による場合は、切手310円を貼った宛先明記の返信用簡易書留封筒を同封のこと
- ・ 申込書受付時に受験票を交付
- ・ 申込先

遠賀町役場企画課人事係
〒811-43 遠賀町大字今古賀513
電話(293) 1234

採用

- ・ 最終合格者は採用合格名簿に登載し、必要に応じて採用
- ・ 給与

- ・ 日時 11月6日(日) 10時～
 - ・ 場所 岡垣東中学校
岡垣町大字山田747
 - ・ 内容 教養試験(給食調理員を除く)、適性検査、専門試験(保健婦のみ)
- 初任給は、一般事務職員及び保健婦は11万円程度、給食調理員は10万4,000円程度支給
学歴・経験年数により加算される場合があります。

募集

地方自治法施行四〇周年・自治制公布一〇〇年記念

懸賞論文募集

- テーマ21世紀をめざす地方自治
- 応募資格 応募はどなたでも結構です。これからの地方自治の発展のため、できるだけ多くの方の応募をお待ちしています。

- 原稿 未発表、自作のものに限ります。タテ書き400字詰原稿用紙に20〜30枚程度。

- 原稿には、はじめに目次をつけ、住所、氏名、生年月日、電話番号、職業(勤務先、ポストなど)、または学校名、学年などを明記してください。また、1200字以内の要旨を別につけてください。

- 賞金 一席(一編) 100万円
- 二席(一編) 50万円
- 三席(一編) 20万円
- 佳作(五編) 5万円

- 締切 12月31日(土)
- 応募先 問い合わせは(財)自治総合センター

〒105東京都港区西新橋1丁目7番1号 電話03(504)0841

遠賀川ふれあいキャンペーン

遠賀川シンボル

マーク募集

- テーマ 遠賀川を代表するにふさわしいイメージ豊かなもの色彩で表現するよりも形によるものを歓迎 自作未発表作品に限る

- 応募方法 B5サイズ(25cm×18cm)程度の画用紙を使用 下部にマークの説明を記入 裏面下部に、住所、氏名、年齢、職業(学校名・学年)を明記のこと

- 採用作品(1点)、優秀作品(数点)には、記念品を贈呈
- 応募締切 11月10日(木)
- 応募先、お問い合わせは 建設省遠賀川工事事務所

〒822直方市溝堀1丁目 電話094492(2)1830

相談

困りごと相談所

10月11日から20日まで全国防犯運動が行われます。折尾警察署では次のように困りごと相談所を開設しますのでご利用ください。

- 日時 10月14日(金) 13時〜16時

- 場所 遠賀町公民館別館

- 相談内容・暴力団からの被害・その他の情報

- ・悪質商法の被害など
- ・少年非行問題
- ・盗難被害 その他困りごと悩みごと

折尾警察署防犯課員がご相談をお受けします。

催し

'88北九州国際音楽祭

- 11月2日(水) 18時30分〜 小倉市民会館

- ・フィガロの結婚序曲K492
- ・フルート協奏曲第1番ト長調K313 他

- 11月3日(木) 14時〜 八幡市民会館

- ・ピアノ連弾「マザーグース」
- ・パバールの子象のお話
- ・動物の謝肉祭

新入学児童の健康診断

昭和64年度の新入学児童の健康診断と簡単な知能検査を行います。該当の人はもれなくお受けください。

該当の人には前もってハガキでお知らせしていますが、もしハガキが届いていない場合には、教育委員会までご連絡ください。

- 日時 10月19日(水)

- ・受付12時30分〜13時
- ・検診13時〜

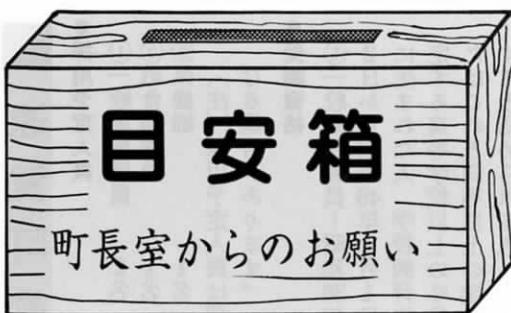
- 場所 遠賀町中央公民館

- お問い合わせは 遠賀町教育委員会学校教育課

電話(293)1234



▶今年4月入学式の日



町政に対するたくさんの貴重なご意見・ご希望、ほんとうにありがとうございます。できることから町政に取り入れていますので、今後もより多くのご意見・ご要望をお聞かせください。

なお、内容によっては、ご本人に直接回答や説明のできるものもありますので、住所とお名前を書いていただければ、町長か担当の係員が直接ご相談に応じます。

目安箱設置場所

- 役場玄関前
- 中央公民館
- 公民館別館
- コミュニティセンター
- お問い合わせは 地域改善係まで ☎(293)1234

図書室ニュース

●一般図書

ファーストレディ(上、下) 遠藤周作著 新潮社
 明日があるなら シドニィ・シェルダン作 アカデミー出版サービス(株)
 龍を見た男 藤沢周平著 青樹社
 ジュディオングの美しくやせる薬膳 ジュディオング著 講談社
 中島みゆき全歌集 中島みゆき著 朝日新聞社
 働く母親たちが危ない パーバク・Jバング 晶文社
 夢一途 吉永小百合著 主婦と生活社
 桑田君のひとりごと ブックマン社
 ゲーム気分で作プロ講座 呉英二著 NHK
 母は平和の大地 高橋光子著 潮出版社
 福岡県の博物館 福岡県博物館協議会

●児童図書

屋根裏の明かり シェル・シルバインスタイン著 講談社
 ウォリーをさがせ マーティン・ハンドフォード フレーベル館
 14ひきのおつきみ いわむら かずお著 童心社
 ようちえんにいったあまがえる 樋口通子著 こくま社
 絵本ノアのはご船 評論社
 一ロメモ 夏休みの貸し出し冊数は、なんと8,286冊

- 11月3日(木) 18時30分
門司市民会館
・フルート、クラリネット、ピアノのための4つのワルツ
・ピアノトリオ イ短調「偉大なる芸術家の生涯」他
- 11月4日(金) 18時30分
若松市民会館
・クラリネットとピアノのためのラプソディー
・ピアノ五重奏曲「鱒」
・ヴァイオリンとピアノのためのソナタ 他
- 11月5日(土) 16時
小倉市民会館
・ソアレミュージカル ア・ラ・クフモ(室内楽ファミリー)
- 11月6日(日) 14時
小倉市民会館
・「しぼんだ花」による序奏と変奏ホ短調
・ピアノ六重奏曲ニ長調OP1

	当日	前売り
一般	2,000円	1,800円
学生	1,500円	1,300円

〈ソアレミュージカル〉

	当日	前売り
一般	3,000円	2,500円
学生	2,500円	2,000円

- 11月7日(月) 18時30分
戸畑市民会館
・トリオ変ロ長調「街の歌」OP11
・フルートとピアノのためのソナタOP94 他
- 11月8日(火) 18時30分
小倉市民会館
・ピアノトリオ第2番ホ短調
・弦楽五重奏曲第1番へ長調OP88 他

交通安全フェア
 子どもからお年寄りの方まで、家族みんなで楽しみながら交通安全を学べます。イベントも盛りだくさん、みなさんのご来場をお待ちしています。
 ●期日 10月8日(土) 10日(月)
 ●場所 福岡市中央区天神1 県庁舎跡地

講座・講習会

危険物の取扱作業の保安に関する講習

9月10日号で掲載しました講習会の申し込み受付日が変更になりましたのでお知らせします。
 ●受付日時 10月5日・6日
 ●お問い合わせは 遠賀郡消防本部予防係へ

電話(293)1231

加入していますか? 労働保険

従業員を一人でも雇用している事業所(法人、個人を問わず)は、労働保険(雇用保険・労災保険)に加入することが法律で定められています。
 雇用保険制度は、労働者が失業した場合求職活動をする一定期間生活安定のための失業給付を行うほか、事業主に対しては、失業の予防、雇用機会の増大などのために必要な各種助成を行っています。
 また、労災保険は、働く人が業務災害・通勤災害をこうむった場合、負傷・病気・死亡などに対して労働基準法で定められている事業主が行う補償金の給付を、事業主に代わって行い被災者、遺族を援護する制度です。

10月は労働保険適用促進月間です

事業主の責務として、また、従業員が安心して働けるよう未手続の事業主は、一日も早く加入の手続を行ってください。
 手続が面倒だとか、お忙しい事業主のためには、事務の代行をする「労働保険事務組合」の制度があります。
 事務組合に事務委託しますと、特別加入制度により事業主や家族従業員も労災保険の適用を受けることができるほか、保険料の分割納付ができるなどの利点があります。
 詳細については

- ・八幡公共職業安定所 電話(671)5931
 - ・福岡県雇用保険課 電話092(651)1111
 - ・八幡労働基準監督署 電話(671)6136
 - ・福岡労働基準局労災業務課 電話092(411)4863
- へおたずねください。



人のうごき

		(8月の住民基)	
		本台帳から	
人口	16,802人	(+79)	人
男	8,008人	(+35)	人
女	8,794人	(+44)	人
世帯数	4,843戸	(+14)	戸
転入	130人	転出	58人
出生	17人	死亡	10人
()内は		前月比	

妊婦相談

- 期 日 10月3日(月)
- 時 間 13時30分～15時30分
- 場 所 役場保健室
- 内 容 産前産後の過ごし方、妊婦体操
- 持参品 母子手帳受領の方は、印鑑
- 料 金 無料

乳児相談

- 期 日 10月4日(火)
- 時 間 9時30分～10時30分
- 場 所 中央公民館
- 対 象 生後3カ月～6カ月児
- 内 容 体重・身長測定、離乳食など指導、小児がん検査セット配布
- 持参品 母子手帳、バスタオル
- 料 金 無料

総合検診(もれ者)

- 対 象 検診の対象者で、7月19日～9月30日までの地区巡回で受けていない人
- 期 日 10月15日(土)
- 時 間 9時～11時
13時～15時
- 場 所 遠賀町公民館別館

秋の予防接種

予防接種の申込方法と

注意事項

予防接種会場で、直接申し込むこともできますが、当日は混雑が予想されますので、なるべく前もって保健衛生係で問診票と注意書をお受け取りください。
接種日には体温を計り、乳幼児の健康状態のわかる人が同伴してください。

ポリオ生ワク

- 接種日 10月5日(水)
- 時 間・受付 13時10分～14時
・ 投与 13時30分～
- 場 所 中央公民館
- 対 象 生後3カ月～48カ月未満児
- 接種方法 6週間以上の間隔を
おいて2回投与
- 持参品 問診票、母子手帳

ポリオ投与を受けた場合は、10月18日(火)の三種混合は受けられません。

三種混合(ジフテリア、百日せき、破傷風)

- 接種日 10月18日(火)
11月8日(火)
11月30日(水)
12月22日(木)
- 時 間・受付 13時10分～14時
・ 接種 13時30分～
- 場 所 中央公民館
- 対 象 生後24カ月～48カ月児
- 第1期 第1期終了後、12カ月～18カ月経過の幼児
- 接種方法 4回のうち、いずれか
3回接種
- 第2期 4回のうち、いずれか
1回接種
- 持参品 問診票、母子手帳

● 持参品 総合検診受診票
検診の結果通知の発送は、受診されてから1か月ほどかかりますが、2か月過ぎても通知がないときは、役場保健衛生係までご連絡ください。
なお、胸部レントゲン(39歳未満)のみ受診された方の結果は、直接撮影の必要のある方のみ通知します。



目の愛護デー

四十歳からの眼は「健康の信号」です

四十歳を過ぎて、物が見づらくなってきたと感じたときには、ぜひ一度、眼科に行くことを、おすすめします。
老眼になってしまったと頭から決めつけずに、きちんとした検査を受けましょう。



目だけの病気だとばかり思っていたら、糖尿病や高血圧などの成人病の合併症だったというケースも少なくありません。一方、目の検査を受けることによって、成人病の早期発見につながることもあります。

眼は大切な五感の一つで、精密な器官です。成人病の発症やその進行を食い止めることは、大切な眼にかかる負担を軽くすることでもあるのです。
十月十日は「目の愛護デー」。四十歳からの目は「健康の信号」であることを忘れなく。

元気な赤ちゃん



うちやしきしゅうこ
内屋敷 祥子ちゃん

昭和62年10月3日生
(貢子)さんの長女
尾崎 287-3

わたしネ、ほんの少しだけど歩けるようになったのヨ。
今ネ、新しいおいたを

考えているの。
おにいちゃんに敗けないようにがんばって、強い女の子になるの。

◀ 撮影はお父さんの貢さん